

者ニ於テ其ノ旨ヲ病院若ハ診療所又ハ藥局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 地方長官ハ保険醫又ハ保険藥劑師ノ指定ノ取消ヲ爲シタルトキハ第四條第一項第一號及第三號ニ掲タル事項（第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ在リテハ第三號ニ掲タル事項）並ニ取消ノ年月日ヲ告示スベシ

事項（第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ在リテハ第三號ニ掲タル事項）並ニ取消ノ年月日ヲ告示スベシ

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第二條及第三條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定ヲ受ケ居ル醫師、歯科醫師又ハ藥劑師ノ指定ニ關シテハ第四條ノ規定ニ拘ラズ一括シテ告示スルコトヲ得

労働者災害扶助法施行令中改正の件 公布

労働者災害扶助法施行令中改正の件は昭和十八年二月十三日付官報を以て左の通り公布せられた。

第一章 總則

（昭和十八年二月十二日勅令第六十六號）

第一條 農業團體ハ市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會及中央農業會トス

第二條 農業團體ハ法人トス

第三條 農業團體ハ行政官廳之ヲ監督ス

第十五條第一項第一號中「五十五錢」ヲ「一圓」ニ、「八

十錢」ヲ「一圓四十錢」ニ、「一圓三十錢」ヲ「二圓」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

〔參照〕

昭和六年十一月二十日公布勅令二百七十六號勞働者災害扶助法施行令抄錄

標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號

（ロ）ノ注文ニ依ル工事又ハ同號（ハ）ノ工事ニ使

用セラル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未滿ノ者ハ五十五錢、十六歳以上ノ女子ハ八十錢、其ノ

他ノ者ハ一圓三十錢

農業團體法の公布

第八十一議會の協賛を經たる農業團體法は人口政策的見地からも關心せらるゝところ多いが、同法は昭和十八年三月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

農業團體法（昭和十八年三月十一日法律第四十六號）

第十一條 地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 農業ノ指導獎勵其ノ他農業ノ發達ニ關スル施設
二 農業ノ統制ニ關スル施設
三 會員ノ販賣スル物ノ賣却又ハ其ノ加工ニ關スル施設

四 會員ニ必要ナル農業用物資ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生產ニ關スル施設

五 會員ニ必要ナル農業資金ノ貸付又ハ農業用設備ノ利用ニ關スル施設

六 會員ノ貯金ノ受入ニ關スル施設

地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲前項ノ事業ノ外左

第六條 農業團體ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 本法ニ規定スルモノノ外農業團體ノ設立、管理解散、清算其ノ他農業團體ニ關シ必要ナル事項

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜（馬ニ關スルモノヲ除ク）又ハ種蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ

第九條 権太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二章 市町村農業會及道府縣農業會（以下地方農業會ト稱ス）ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖リ且會員ノ農業及經濟ノ發達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

第十條 市町村農業會及道府縣農業會（以下地方農業會ト稱ス）ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖リ且會員ノ農業及經濟ノ發達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

第十一條 地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業

一 農業ノ指導獎勵其ノ他農業ノ發達ニ關スル施設
二 農業ノ統制ニ關スル施設
三 會員ノ販賣スル物ノ賣却又ハ其ノ加工ニ關スル施設

四 會員ニ必要ナル農業用物資ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生產ニ關スル施設

五 會員ニ必要ナル農業資金ノ貸付又ハ農業用設備ノ利用ニ關スル施設

六 會員ノ貯金ノ受入ニ關スル施設

地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲前項ノ事業ノ外左